

電子図書館を使ってみませんか



パソコンやスマートフォンとインターネット環境があれば、いつでもどこでも電子書籍が利用できる「岸和田市電子図書館」を開設しています。期限がきたら自動的に返却されるため、返却忘れの心配もありません。ぜひご利用ください。図書利用券を持っていない人や有効期限切れの人は、先に登録・更新の手続きが必要です。詳しくは図書館ホームページをご確認ください。

☎図書館本館 ☎ 422 - 2142

教科書の見本を展示します

令和9年度に小・中学校、高等学

校で使用する教科書の見本を展示します。

☎日時 6月1日(月)～7月3日(金)午前9時～午後5時(土・日曜日休館)
☎場所 教育センター(天神山町1丁目) ☎ 426 - 1001

会議などを公開します

傍聴希望者の受け付けは、会議開始の30分前～10分前に各会場前で行います。当日先着順です。

■教育委員会評価委員会

☎日時 6月5日(金)午後2時 ☎場所 市役所新館4階(岸城町) ☎市内教育委員会の点検・評価ほか ☎定員 10人 ☎問 教育委員会総務課 ☎ 423 - 9605

■産業活性化推進委員会

☎日時 6月10日(水)午後3時 ☎場所 市役所新館4階 ☎新・産業ビジョン岸和田の進行管理ほか ☎定員 10人 ☎問 産業政策課 ☎ 423 - 9485

■観光振興計画推進委員会

☎日時 6月17日(水)午前10時 ☎場所 市職員会館(岸城町) ☎令和8

年度実施事業 ☎定員 5人 ☎問 観光課 ☎ 423 - 9486

臨時休館・休場・休業のお知らせ

■二の丸広場観光交流センター(岸城町)

6月8日(月)は、消防設備点検のため臨時休館します。

■岸和田城(岸城町)

6月29日(月)は、定期清掃のため臨時休場します。

☎問 岸和田市観光振興協会 ☎ 436 - 0914

■五風荘(岸城町)

6月8日(月)・22日(月)は、施設メンテナンスのため臨時休業します。

☎問 観光課 ☎ 423 - 9486

6月は「就職差別撤廃月間」

面接時に、本人や家族の出身地や職業、思想・信条に関する質問をすることは就職差別につながる恐れがあります。就職の機会均等の保障にご理解をお願いします。

■就職差別 110 番

期間中、電話(月～金曜日午前9時半～午後5時半)とメールで差別についての相談や関係機関の紹介などを行います。

☎相談・☎問 府商工労働部雇用推進室 ☎ 06 - 6210 - 9518 ☎ koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp

きしわだ自然資料館が登録博物館施設になりました

きしわだ自然資料館は令和8年3月19日付で、改正博物館法(令和5年4月1日施行)に基づく「登録博物館」に登録されました。これからも郷土の自然の価値を伝え、学びと交流の拠点となる「みんなで育て みんなで楽しむミュージアム」として、施設運営に努めます。☎問 自然資料館 ☎ 423 - 8100

旅券(パスポート)手数料の変更予定について

令和8年7月1日以降申請分より、旅券手数料が変更予定です。18歳以上の5年旅券が廃止となり、18歳以上の10年旅券が電子申請8,900円・窓口申請9,300円、18歳未満の5年旅券が電子申請4,400円・窓口申請4,800円になる見込みです。この改定が実施された場合、7月以降の申請件数が大幅に増加することが見込まれます。特に7月については、申請件数の集中により審査や旅券作成などの業務が逼迫することから、申請から交付までに1カ月程度を要すると見込んでいます。7月に渡航予定のある人は6月中に旅券を受け取ることができるよう、早めの申請をお願いします。また、お急ぎでない人については7月中の申請を避け、8月以降の申請をお願いします。

☎問 市民課 ☎ 423 - 9455



住宅用火災警報器の設置を支援します

■機器の半額相当と取付費用を助成 応募者の中から審査のうえ助成の可否を決定します。高齢者や障害者がいる世帯を優先します。

☎住宅用火災警報器未設置または設置後10年以上経過した世帯 ☎定員 100世帯程度 ☎問 8月31日(月)までにQRコードで

■賛同事業者を募集

住宅用火災警報器の取り付け工事などを行う事業者を募集します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

☎(一社)岸和田市火災予防協会事務局(消防本部予防課内) ☎ 426 - 8604



6月7日(日)～13日(土)は 全国一斉危険物安全週間 ～つかみ取れ! めざす無事故の頂を～

☎問 市消防本部 ☎ 426 - 0119、予防課 ☎ 426 - 8606

ガソリンや灯油、軽油、塗料などは取り扱いを誤ると重大な事故につながります。危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

また、消毒用アルコールはアルコール濃度60%以上(重量%)の製品が消防法に定められた危険物に該当します。規制の対象となる「アルコール類」を80リットル以上貯蔵する場合は、届け出などが必要です。

■消毒用アルコール使用上の注意

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、発生するアルコールの蒸気は可燃性で空気より重く、低所に滞留しやすいため、次の点に注意してください。

- 注意 点 ●火気や火花が発生する設備の付近では使用しない。 ●容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれまたは飛散させない。 ●保管の際は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避ける。 ●容器を落下させたり、衝撃を与えないようにする。 ●室内の消毒や容器への詰め替えの際は、換気を行う。 ●密閉した室内における多量のアルコールの噴霧は避ける。